平成29年度 事務事業マネジメントシート

事業	業名	特定健康	特定健康診査等事業				
政	策	04	4節 誰もが充実した生涯をおくることのできる流山(市民福祉の充実)	主管課	健康増進課		
施	策	4-4	健康で明るい暮らしづくり	主管課長	伊原 理香		

「 車務車業の日的 • 内突

	1 争物争未り日間・内台						
事業目的		40歳以上の国民健康保険被 保険者	意図	メタボリックシンドロームに着目した健診と保健指導を実施し、生活習慣病を予防する。			
事業内容		特定健康診査は、生活習慣病やメタボリックシンドロームの発症・進行を防ぐことを目的としており、健診の結果、リスクが高い人に対して、健康的な生活習慣を身につけるための特定保健指導を実施する。 (検診項目)診察・身体計測・血圧測定・血液検査・尿検査等					
事業開始から現在までの状況変化 平成20年度に開始された制度で、受診率はており、市民の健診に対する意識の高さが				受診率は横ばい状態ではあるが、毎年、県の受診率を上回っ の高さがうかがえる。			

\square	1	事務	事業の実	績・現状及	び成果を	表す指	標の動き	_ع	コスト	・の状況
			名	称	平成27年度	平成28年度	平成29年度	単位	目標方向	算定式(成果指標の場合)
		1	対象者数		28032	26501	28138	人	111	
		2	受診者数		12993	12146	11140	人	111	
推	[標	3	受診率		46. 40	45. 80	39. 60	%	111	受診者÷対象者×100
		4								(平成29年度は概算値)
		⑤								
		6								
5	指標で表すこ とができない 定性的な成果								基づく	二対する現状 (客観的事実・データに 現在の状況や取組状況) 8年度の特定健診受診率は、
事	事務事業のコスト		平成27年度	平成28年度		平成29年度			んであり、県の特定健診受診率	
事	事務事業の総コスト(a=b+c)		123, 081, 91	121, 244, 687		115, 967, 800		39.2%と比較し、高い割合となってい る。		
	事業費(b)(円)		113, 869, 91	112, 660, 687		107, 536, 800		特定候	建診の受診結果により対象者が選	
		うち一般財源 113,869,		113, 869, 91			107, 536, 800		定され	いる平成27年度の特定保健指導実
			9, 212, 00					施学に 成28年	こついては、6.6%であったが、平 手度は9.5%に向上した。	
	- 121 172 17		1.0	1.00		1.00		,,,,	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
			再任用(人)			1 00				
		, ,,,,,	臨職(人)	1.0	0	1. 00		1.00		
ŻΤΙ	#D+C		嘱託(人) スト(円)	(7 ‡ =0, □ 1+ □ 10/9 /	エ曲のシミココ	,				
1/5										
怨	想定耐用年数 (年)(建設			(建設又は取得な	F度のみ記 <i>7</i>	$\langle \rangle$				

Ⅲ 事務事業の評価、今後の方向性及び業務改善 <※主管課長記入>

(1) 事務事業についての評価及び今後の方向性

は、手切手术についての計画人のクトでの方面に							
	必要性	今後の必要性	A 必要性が高まると 考えられる	有効性	目標達成度	A	達成できた
個別評価		市関与の必要性 A 市が担うべき	A 古が担うべき	効率性	対象者の適切性	Α	対象者は適切である
			劝平江	コストの削減	Α	削減の余地はない	
総合評価	Ⅱ継	続 (事業	を現状どおり継続すべき	()			

(2) 事務事業の業務改善について

①今年度 (H29)の 改善計画	受診率が低い40~50歳代の特定健診未 受診者への通知及び訪問による受診勧 奨を継続して行う。特定保健指導対象 者に利用勧奨通知を早期に発送し、利 用率の向上を図る。
②今年度 (H29)に 実施した 取組	40~50歳代の特定健診未受診者(2,858名)へ受診勧奨通知を150名(5.2%)、未受診訪問を94名実施し、うち在宅していた47名に受診勧奨を実施した。

③取組の 課題	受診率が低い40~50歳代の特定健診未 受診者への受診勧奨の継続及び、特定 保健指導対象者が保健指導を早期に利 用し、意欲的に取り組める仕組みづく りが必要。
④今後 (H30以降) の 改善計画	受診率が低い40~50歳代の特定健診未 受診者への通知及び訪問による受診勧 奨を継続して行う。特定保健指導対象 者に通知及び訪問による利用勧奨を行 う。